

# 「水と緑の森づくり」キャラクター応募要領

## 1 趣旨

島根県では、渇水・洪水の緩和、水質の保全など、私たちの安全で安心な生活に不可欠な働きを持つ森林を県民共有の財産、未来からの預かりものと位置づけ、「水と緑の森づくり」に取り組むこととしました。

「水と緑の森づくり」は県民のアイディアと参加を基本としています。この取り組みを県民の皆様に広く理解していただき、主体的な参画を促進するため、「水と緑の森づくり」キャラクターを募集します。

県民の皆さんのたくさんのご応募をお待ちしております。

## 2 応募資格

- ・ 島根県内に住んでいる方（個人または団体）
- ・ 一人（一団体）で何点でも応募できます。

## 3 応募方法

A 4 版白色ケント紙または画用紙にデザインを描き、色鉛筆等で彩色してください。キャラクターには必ず名前を付けて下さい。裏面には創作の意図、住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業（学生の場合は学校名、学年）、電話番号を記入の上郵送してください。

## 4 応募先・問い合わせ

島根県農林水産部林業課水と緑の森づくりスタッフ

〒690-8501 松江市殿町1番地

電話 0852-22-5170、6003（いずれも直通） F A X 0852-22-6167

ホームページ <http://www.pref.shimane.jp/section/yama/>

メールアドレス ringyo@pref.shimane.lg.jp

## 5 応募期限

- ・ 平成17年6月30日（木）当日消印有効

## 6 発表・表彰

- ・ 厳正な審査により入賞作品を決定し、本人に通知するほか、ホームページ等で発表するとともに表彰を行います。
- ・ 最優秀賞 1点  
賞状及び副賞（賞金5万円と県特産品）
- ・ 優秀賞 3点  
賞状及び副賞（賞金2万円）

## 7 最優秀作品の取り扱い。

「水と緑の森づくり」の取り組みを県内各地に広げるため、今後5年間広報・啓発用品の図柄として使用する他、新聞やホームページにおける広報など、様々な場面で活用します。

## 8 応募作品の取り扱い

- ・ 応募作品は自作・未発表のものに限ります。
- ・ 入賞作品は補作して使用することがあります。
- ・ 入賞作品の著作権等一切の権利は島根県に帰属します。
- ・ 応募作品は返却しません。
- ・ 郵送中の作品の紛失については責任を負いません。